

# 小作争議調査表

No. 29

日報秀降分五四号

場 所	京都郡星田村赤上田字イロ		
	地 主	下川 宗利 晴	
關 係 人 員	小作人 原田 新七		
地 主 關 係 團 體	ナシ		
原 因	地主は該地を自作とし小作人に對し土地返還を要求せしむるに因り 小作人の費用を感ずるを以て自作に遷すを要請せしむるに因り		
要 求 事 項	土地返還を要求す		
經 過	六月九日 解決の見込みあり 小倉地方裁判所へ調停を申請す 小作人口田農會を聯合会長有永靈侯に依頼したるに有永は十一日早身地主と交渉を遂行し、結果下記に解決		
結 果	地主は小作人に對し小作田五反半に對し、自作料百四十五円と交換す		
發 生 日	昭和八年六月四日	終 熄 日	昭和八年三月一日
關 係 地 種 類 面 積	五反半	關 係 團 體	小作人 農會聯合會

(昭和八年六月分)

財團協調會福岡出張所

備 考	<p>1. 毎年土目平日迄に納入すこと          2. 小作人口田土地を無断轉賣すことを得ず          3. 小作人の移す正當の理由なしに自作料を那限迄に納入せしむる場合地主に對し此の土地を即時返還し且自作料を即時支拂ふこと          4. 小作期間中相手方(小作人)の耕作に依り天災地変其他不可抗力に依り自作料を納入せしむる場合地主は自作料を双方互合の上引換の協定を爲すこと          5. 地主は小作人の立合申出に對し地主が正當の理由なき場合地主は自作料を即時回収し場合引換協定を爲すこと</p>
--------	--